

東北地方鉱山保安表彰選考基準

制定 2 0 1 3 1 0 1 7 産保東第 3 号
平成 2 5 年 1 0 月 2 2 日
改正 2 0 1 6 0 4 1 5 産保東第 2 号
平成 2 8 年 4 月 1 8 日
改正 2 0 1 9 1 1 1 4 産保東第 1 1 号
令和 元 年 1 2 月 2 4 日
改正 2 0 2 4 1 2 2 5 産保東第 1 号
令和 7 年 1 月 8 日

東北地方鉱山保安表彰の選考に当たっては、東北地方鉱山保安表彰実施要領（平成 2 5 年 1 0 月 2 2 日付け 2 0 1 3 1 0 1 7 産保東第 3 号）に基づき下記により各部門別に審査し、推薦書、推薦事由書、調査書等を勘案の上、被表彰者を選考する。

記

1. 表彰対象

表彰対象は、東北地方鉱山保安表彰実施要領に基づき推薦されたもの及び関東東北産業保安監督部東北支部長が選定した被推薦者の中から次のものを対象とする。

（1）鉱山の部（附属施設、休止鉱山を含む。以下同じ。）

最近 5 年間に鉱山保安法施行規則（平成 1 6 年経済産業省令第 9 6 号）第 4 6 条第 1 項（第 4 号、第 1 8 号から第 2 0 号まで及び第 2 2 号を除き、第 2 号については 3 日以上 の休業災害に限る。）に係る災害、事故その他の事象が発生していない鉱山を表彰の対象とする。ただし、原則として次のいずれかに該当する鉱山は表彰の対象から除く。

- ・最近 5 年間に東北地方鉱山保安表彰を受賞したもの

- ・最近３年間に全国鉱山保安表彰を受賞したもの

(2) 保安責任者の部

鉱業権者、保安統括者又は保安管理者として、現在在職中の者又は過去において在職した者で、かつ最近５年間に軽傷以上の災害がない又は鉱害を発生させていない者を表彰の対象とする。

(3) 保安従事者の部

作業監督者又は鉱山労働者として、現在在職中の者又は過去において在職した者で、かつ最近５年間に軽傷以上の災害がない又は鉱害を発生させていない者を表彰の対象とする。

(4) 保安功労・貢献者の部

①保安功労者

(2)、(3)以外の者で、鉱山保安のために貢献し、特に顕著な功労があった者を表彰の対象とする。

②団体

鉱山保安の確保、環境保全等に、特に顕著な貢献をしたと認められる協会、事業所又は自治体等を表彰の対象とする。

(5) 特別功労・貢献者の部

(1)～(4)のほか、特にリスクマネジメント手法の導入の模範となるなど継続的な保安向上に顕著な貢献があった鉱山、個人若しくは団体又は事業所において特に率先して保安活動や保安改善提案を行うなど鉱山保安活動において同世代の中で中心的な役割を担った経験の多い鉱山保安に関する鉱業経験年数が２０年未満の個人を表彰する。

2. 被表彰者選考評価基準

別紙「東北地方鉱山保安表彰者選考評価基準」による。

3. 審査選考

別紙の被表彰者選考評価基準の各項目について審査し、次の評点に該当する者について、その者の推薦書、推薦事由書、調査書等を勘案の上、被表彰

者を決定する。

(表彰対象区分)	(評点)
(1) 鉱山の部	1 5 1 点以上
(2) 保安責任者の部	8 8 点以上
(3) 保安従事者の部	8 5 点以上
(4) 保安功労・貢献者の部	
①保安功労者	6 2 点以上
②団体	9 1 点以上
(5) 特別功労・貢献者の部	
①鉱山（鉱山保安マネジメントシステムに係るもの）	6 5 点以上
②個人（鉱山保安マネジメントシステムに係るもの）	6 5 点以上
③①以外のもの	-

[評点の算定について]

(1) ～ (5) ①及び②は、上限値等の 6 5 パーセント（端数は四捨五入）とした。

(1) 鉱山の部

$$233 \text{ 点} \times 0.65 = 151 \text{ 点}$$

(2) 保安責任者の部

$$135 \text{ 点} \times 0.65 = 88 \text{ 点}$$

(3) 保安従事者の部

$$131 \text{ 点} \times 0.65 = 85 \text{ 点}$$

(4) 保安功労・貢献者の部

 ①保安功労者

$$95 \text{ 点} \times 0.65 = 62 \text{ 点}$$

 ②団体

$$140 \text{ 点} \times 0.65 = 91 \text{ 点}$$

(5) 特別功労・貢献者の部

 ①鉱山（鉱山保安マネジメントシステムに係るもの）

$$100\text{点} \times 0.65 = 65\text{点}$$

②個人（鉱山保安マネジメントシステムに係るもの）

$$100\text{点} \times 0.65 = 65\text{点}$$

③①以外については、定量的に評価することは困難であり、評点を掲げないこととした。

4. 欠格条項

次の（１）から（３）のいずれかに該当するものは原則として審査の対象から除く。なお、（１）又は（２）を１．（２）から（５）までの個人に適用する場合は、表彰対象者が違反等の原因である場合又は表彰対象者が違反等の原因に関する責任的立場にある場合とする。

- （１） 現に表彰対象の鉱山が法令違反の状態にあるもの又は最近５年以内に当該法令違反により命令、取消し、罰則等の処分を受けたもの若しくはそれに類するもの。
- （２） 他法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するにふさわしくないもの。
- （３） 勲章を受けた者、鉱山保安に関する功労により褒章を受けた者及び近く叙勲の候補者となり得る者。

附 則

- 1 この規程は平成２５年１０月２２日から施行する。
- 2 東北地方鉱山保安表彰選考基準（２０１２０９１９産保東２４号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行前に東北地方鉱山保安表彰選考基準（２０１２０９１９産保東２４号）の規程により表彰の推薦、審査又は決定を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（２０１６０４１５産保東第２号）

- 1 この規程は平成２８年４月１８日から施行する。

附 則（２０１９１１１４産保東第１１号）

- 1 この規程は令和元年１２月２４日から施行する。

附 則（２０２４１２２５産保東第１号）

- 1 この規程は令和７年１月８日から施行する。

別紙

東北地方鉱山保安表彰者選考評価基準

～鉱山～

1. 無災害（鉱害）実績

（1）無災害（鉱害）期間（※）

①無災害期間、無鉱害期間…（A）、（B）

5年まで	1年につき1点（1年未満切り捨て）
5年から10年まで	1年につき2点（半年毎に1点。半年未満切り捨て）
10年から15年まで	1年につき3点（4ヶ月毎に1点。4ヶ月未満切り捨て）
15年以上	30点（1点×5年＋2点×5年＋3点×5年）

②無災害稼働延時間…（C）

5万時間未満	0点
5万時間毎	3点（5万時間未満切り捨て）
50万時間以上	30点

（※）表彰年の前年の12月末までの期間・時間を算出するものとする。

（2）鉱山の格付け

①危害…（a）

鉱山保安法施行規則第3条から第11条まで、第13条から第16条まで及び第29条の該当条数

②鉱害…（b）

鉱山保安法施行規則第11条、第14条、第18条から第22条まで、第24条及び第25条の該当条数

◎無災害等実績点数

$$\{(A) \times (1 + (a) \times 0.1)\} + \{(B) \times (1 + (b) \times 0.1)\} + (C) = \text{点数}$$

2. 関連事項（はい1つ5点）

- | | | | |
|--|--|----|-----|
| ①最近10年以上死亡災害を生じていない。 | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |
| ②最近10年以上重大な法規違反（鉱山（法人）として送致、産業保安監督部長（那覇産業保安監督事務所長を含む。以下「監督部長」という。）による行政処分）がない。 | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |
| ③最近5年以上社会的影響の大きい問題等発生していない。 | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |
| ④昨年、地方表彰に推薦した。（未受賞） | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |
| ⑤最近5年間、他の団体等から表彰を受けたことがある。 | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |
| ⑥リスクマネジメント手法を積極的に導入し、他の鉱山の模範となっている。 | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |
| ⑦現況調査がリスクアセスメントにより確実に実施されている。 | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |
| ⑧リスクマネジメント（システム）が鉱山労働者まで浸透している。 | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |
| ⑨保安教育の年間計画は策定され、定期的実施している。 | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |
| ⑩各作業の作業手順、規定等整備されている。 | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |
| ⑪保安技術の改善、災害及び鉱害の防止並びに保安教育の推進が他の鉱山の模範となっている。 | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |
| ⑫監督部等に報告する事項等（月報等の報告）については、いつも遅滞ない。 | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |
| ⑬保安研修・講演会に積極的に人を派遣している。 | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |

$$1. + 2. = \quad \text{点}$$

～保安責任者（鉱業権者・保安統括者・保安管理者）～

1. 当該職経験年数（※1）（※2）

1 年毎に 1 点（1 年未満切り捨て。以下同じ）

2. 無災害稼働延時間（※1）（※2）（※3）

5 万時間未満	0 点
5 万時間毎	3 点（5 万時間未満切り捨て）
5 0 万時間以上	3 0 点

（※1）表彰年の前年の 1 2 月末までの期間・時間を算出するものとする。

（※2）当該者が保安責任者として従事した期間（複数の鉱山で保安責任者として従事していた場合は、それぞれの鉱山での在籍期間を合算する。）を計上するものとする。

（※3）当該者が無災害であるだけでなく、当該者が監督する鉱山全体が無災害であった期間を計上するものとする。

3. 関連事項（はい 1 つ 5 点）

- ①当該鉱山は坑内採掘を主としている。
- ②最近 1 0 年以上重大な法規違反（送致、監督部長による行政処分）がない。
- ③最近 5 年間、地方表彰に推薦したことがある。（未受賞）
- ④最近 5 年間、他団体から表彰を受けたことがある。
- ⑤当該職に就いてから軽傷以上の災害が発生していない。
- ⑥他鉱山からの要請により保安確保のための指導を行ったことがある。
- ⑦リスクマネジメント手法を積極的に導入し、他の鉱山の模範となっている。
- ⑧現況調査をリスクアセスメントにより確実に実施している。
- ⑨リスクマネジメント（システム）を鉱山労働者まで浸透させている。
- ⑩保安教育の年間計画を策定し、定期的に実施している。
- ⑪保安運動の企画・立案をし、積極的に推進している。
- ⑫保安週間に際し、積極的に自主保安活動を推進している。
- ⑬保安技術の改善、災害・鉱害の防止に積極的に取り組んでいる。
- ⑭監督部の保安指導員あるいは、委員会等を選任されている。

はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ

1. + 2. + 3. = 点

～保安従事者（作業監督者・鉱山労働者）～

1. 鉱山の保安に関する鉱業経験年数（1年未満切り捨て。以下同じ）（※1）（※2）

1年毎に1点

2. 無災害期間（職務範囲内軽傷以上災害）（※1）（※2）（※3）

1年毎に1点

（※1）表彰年の前年の12月末までの期間・時間を算出するものとする。

（※2）当該者が保安従事者として従事した期間（複数の鉱山で保安従事者として従事していた場合は、それぞれの鉱山での在籍期間を合算する。）を計上するものとする。

（※3）当該者が無災害であるだけでなく、当該者の職務範囲において（軽傷以上の）災害への重大な関与がないこと。

3. 関連事項（はい1つ5点）

①当該職域は主として坑内である。

はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ

②最近10年以上重大な法規違反（送致、監督部長による行政処分）がない。

③最近5年間、地方表彰に推薦したことがある。（未受賞）

④最近5年間、会社又は他団体から表彰を受けたことがある。

⑤当該職に就いてから最近10年間、軽傷以上のり災及び鉱害を発生させていない。

⑥教育の指導員になったことがある。

⑦作業監督者である又は過去保安技術職員であった。

⑧鉱山労働者代表又は保安委員会委員になっている若しくは委員であった。

⑨保安教育、保安運動に積極的に参加している。

⑩職場の保安改善提案等、積極的に取り組んでいる。

⑪他の鉱山労働者の模範となっている。

はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ

1. + 2. + 3. = 点

～保安功労・貢献者（保安功労者）～

1. 功労・貢献年数^(※)

1 年毎に 3 点（1 年未満切り捨て。以下同じ）

（※）表彰年の前年の 1 2 月末までの期間を算出するものとする。

2. 保安行政貢献度（会議等出席回数、指導回数等）

1 回毎に 1 点

3. 関連事項（はい 1 つで 5 点）

①最近 5 年間、地方表彰に推薦したことがある。（未受賞）

はい	いいえ
----	-----

②最近 5 年間、他団体等から表彰を受けたことがある。

はい	いいえ
----	-----

③保安技術の向上、研究会、保安の教育に関し、指導助言をし、鉾山保安のために
尽力している。

はい	いいえ
----	-----

④監督部の保安指導員、保安技術講習講師等を務めたことがある。

はい	いいえ
----	-----

⑤他鉾山からの要請により保安確保のための指導を行ったことがある。

はい	いいえ
----	-----

⑥海外関係の保安技術指導・調査等を行ったことがある。

はい	いいえ
----	-----

⑦鉾山保安行政に関しての審議会、委員会等の委員に委嘱されている。

はい	いいえ
----	-----

⑧保安運動、保安の教育、保安週間に関し、推進に尽力している。

はい	いいえ
----	-----

⑨保安技術の改善又は災害及び鉾害の防止に関し、積極的に取り組んでいる。

はい	いいえ
----	-----

1. + 2. + 3. = 点

～保安功労・貢献者（団体）～

1. 保安の取り組み（鉱山保安の確保、環境保全等）

①危害又は鉱害

A：とくに優秀	30点
B：優秀	15点
C：普通	5点

②保安技術

A：とくに優秀	30点
B：優秀	15点
C：普通	5点

③保安行政貢献度

A：とくに優秀	30点
B：優秀	15点
C：普通	5点

2. 関連事項（はい1つ10点）

①最近5年間、地方表彰に推薦したことがある。（未受賞）

はい	いいえ
----	-----

②最近5年間、他の団体等から表彰を受けたことがある。

はい	いいえ
----	-----

③鉱山等からの要請により保安確保のための業務等、保安指導を行っている。

はい	いいえ
----	-----

④保安技術の改善、災害及び鉱害の防止並びに保安教育の推進に積極的であり、他の団体等（法人）の模範となっている。

はい	いいえ
----	-----

⑤監督部の保安指導員あるいは、委員会等、保安技術職員研修に関する研修・講演会に積極的に人を派遣している。

はい	いいえ
----	-----

1. + 2. = 点

～特別功労・貢献者[鉱山（鉱山保安マネジメントシステムに係るもの）]～

1. 基本的な実績（必須）

- ①最近5年間に鉱山保安法施行規則第46条第1項（第4号、第18号から第20号まで及び第22号を除き、第2号については3日以上休業災害に限る。）に係る災害、事故その他の事象が発生していない。 ☐はい ☐いいえ
- ②最近10年以上死亡災害及び重大な法規違反（鉱山（法人）として送致、監督部長による行政処分）がない。 ☐はい ☐いいえ
- ③最近5年間以上社会的影響の大きい問題等が発生していない。 ☐はい ☐いいえ

2. 鉱山保安マネジメントシステムに関する実績（はい1つ10点）

- ①保安方針を定め、鉱山内に掲げている。 ☐はい ☐いいえ
- ②達成可能な保安目標を掲げている。 ☐はい ☐いいえ
- ③保安目標を達成するための手段が保安計画に示されている。 ☐はい ☐いいえ
- ④保安計画について、達成状況の評価結果を踏まえ、改善されたものになっている。 ☐はい ☐いいえ
- ⑤保安目標について、達成状況の評価結果を踏まえ、改善されたものになっている。 ☐はい ☐いいえ
- ⑥最近5年間、国に鉱山保安マネジメントシステムに関する事例（望ましくない事例を除く。）を提供し、水平展開されたことがある。 ☐はい ☐いいえ
- ⑦最近5年間、鉱業権者又は鉱山労働者が鉱山保安マネジメントシステムに関し、他の鉱山を指導したことがある。 ☐はい ☐いいえ
- ⑧リスクアセスメントの充実等に関し、その取組が前々年度、前年度よりも改善している（前年度のみは5点）。 ☐はい ☐いいえ
- ⑨マネジメントシステムの構築等に関し、その取組が前々年度、前年度よりも改善している（前年度のみは5点）。 ☐はい ☐いいえ
- ⑩鉱山保安マネジメントシステムの構築・有効化に関する取組について、リスクアセスメントの充実等及びマネジメントシステムの構築等に関し、いずれも前々年度、前年度よりも改善している（前年度のみは5点）。 ☐はい ☐いいえ

2. = 点

～特別功労・貢献者の部〔個人（鉱山保安マネジメントシステムに係るもの）〕～

1. 基本的な実績（必須）

- ① 鉱山労働者として、現在在職中の者又は過去において在職した者で、かつ最近 5 年間、軽傷以上のり災がない又は鉱害を発生させていない者

はい	いいえ
----	-----
- ② 最近 5 年以上重大な法規違反（送致、監督部長による行政処分）がない。

はい	いいえ
----	-----

2. 鉱山保安マネジメントシステムに関する実績（はい 1 つ 10 点。ただし、⑨ははい 1 つ 20 点。）

- ① 最近 5 年間、地方表彰の他、会社又は他団体から表彰を受けたことがある。

はい	いいえ
----	-----
- ② 教育の指導員になったことがある。
- ③ 作業監督者である又は過去保安技術職員であった。

はい	いいえ
----	-----
- ④ 鉱山労働者代表又は保安委員会委員になっている若しくは委員であった。

はい	いいえ
----	-----
- ⑤ 保安教育に積極的に参加している。

はい	いいえ
----	-----
- ⑥ 保安運動に積極的に参加している。
- ⑦ 職場の保安改善提案等、積極的に取り組んでいる。

はい	いいえ
----	-----
- ⑧ 他の鉱山労働者の模範となっている。

はい	いいえ
----	-----
- ⑨ 鉱山保安マネジメントシステムの構築・有効化に関する取組について、リスクアセスメントの充実等及びマネジメントシステムの構築等に関し、特に顕著な功績がある。

はい	いいえ
----	-----

3. 鉱山保安マネジメントシステムに関する実績（鉱山保安に関する鉱業経験年数^(※1) ^(※2) が 20 年未満の場合）（①及び②ははい 1 つ 10 点。③及び④ははい 1 つ 20 点。⑤ははい 1 つ 40 点。）

（※1）表彰年の前年の 12 月末までの期間・時間を算出するものとする。

（※2）当該者が保安従事者として従事した期間（複数の鉱山で保安従事者として従事していた場合は、それぞれの鉱山での在職期間を合算する。）

- ① 最近 5 年間、地方表彰の他、会社又は他団体から表彰を受けたことがある。

はい	いいえ
----	-----
- ② 事業所において特に率先して保安教育、保安運動に積極的に参加している。

はい	いいえ
----	-----
- ③ 職場の保安改善提案等、積極的に取り組んでいる。

はい	いいえ
----	-----
- ④ 同世代の中で中心的な役割を担った経験が多く、他の鉱山労働者の模範となっている。

はい	いいえ
----	-----
- ⑤ 鉱山保安マネジメントシステムの構築・有効化に関する取組について、リスクアセスメントの充実等及びマネジメントシステムの構築等に関し、特に顕著な功績がある。

はい	いいえ
----	-----

2. = 点 又は 3. = 点